

新堀地区コミュニティ会議 規約

(目的)

第1条 身近な地域課題を掘り起こし、自ら解決策を考え、実践することによって、活力ある住みよい地域づくりを進める自治活動組織として、コミュニティ会議を設置する。

(名称)

第2条 名称は、新堀地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を新堀振興センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育、子育てに関する事業
- (2) 地域福祉、ボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境、自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくりや地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした学習会開催事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) その他目的達成のための事業

(役員及び顧問)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 ただし、部会長をあてる。
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 4名
- (5) 副部会長 4名
- (6) 監事 3名

2 本会に必要な応じて顧問をおくことが出来る。

3 顧問は会長が委嘱する。

(役員を選出)

第6条 役員は、総会で選出する。

(役員及び顧問の職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。
- (4) 部会長は、部会を代表し部の所管事項について総括する。
- (5) 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときはこれを代理する。
- (6) 監事は本会の会計を監査し総会にこれを報告する。
- (7) 顧問は本会に対し、指導助言を行う。

2 役員及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、役員を補充をすることが出来るが、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて随時開催する。

2 会議の開催は、会長が召集する。

3 本会の構成員数の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要を認めるときは臨時に総会を開催することが出来る。

(総会)

第9条 総会は、会長が委嘱する委員を持って構成する。

2 総会は構成員の過半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 総会には次の案件を付議するものとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) 規約の改正に関すること。

(5) その他本会に関する重要な事項に関すること。

(役員会)

第10条 役員会は、役員で構成し、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 事業全般についての協議に関すること。

(4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(部会)

第11条 本会に次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 文教部会

(3) 福祉部会

(4) 産業建設部会

2 各部会の委員は会長が委嘱する。

3 各部会は、副部会長1名を選出する。

4 各部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 各部会は、毎年度実行する事業を企画し実行する。

(会計)

第12条 本会の経費は、地域づくり交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報公開)

第13条 本会の会議はすべて公開を原則とする。

2 地区住民は随時、本会の議事録又は活動記録を閲覧することが出来る。

3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うとともに、必要に応じ適切な措置をとるものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年4月22日より施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成19年8月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成20年11月1日より施行する。